事 務 連 絡 令和2年4月17日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様 指定訪問介護事業所 管理者 様

船橋市健康・高齢部 介護保険課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的 な取扱いについて (第6報)」の取扱いについて

日頃より、本市の介護保険事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご尽力いただき感謝申し 上げます。

今般、令和2年4月7日付、事務連絡にて「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)」問3において、訪問介護の生活援助の算定に係る臨時的な取扱いが示されたところです。

つきましては、当該通知に係る取扱いについて下記のとおりご対応をいただきますようお願いいたします。

記

(訪問介護計画及び居宅サービス計画の必要な変更について)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る外出自粛要請等の影響により、生活援助の内容に時間を要して45分を大きく超えた場合には、45分以上の単位数を算定する旨を利用者に説明し、請求前に同意が得られ(同意は、訪問介護事業者が直接取得することも、介護支援専門員経由で取得することも可)、かつ介護支援専門員が必要と認めるときには、算定可能です。

なお、この場合において、訪問介護計画及び居宅サービス計画の変更は必要ありません。実施日や提供理由、実際の生活援助にかかった時間、利用者に同意を得た日時等の、実績に関する事項を適切に記録してください。

<問い合わせ> 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市 介護保険課 給付係

T E L : 0 4 7 - 4 3 6 - 2 3 0 4